

大阪府知事 黒田 了一
兵庫県知事 坂井 時忠

1 序（目的）

(1) 計画の意義

航空機の発達、交通、情報の迅速化に大きな役割を果たしたが、その反面、地域住民に対しては種々の深刻な影響をもたらした。

特に大阪国際空港においては、昭和39年ジェット機が就航して以来、航空機の大型化、ジェット便数の増加に伴い、空港周辺地域の住民が受ける航空機騒音の影響は著しくなり、いまや重大かつ深刻な社会問題となっている。

これを抜本的に解決するためには、住民生活に障害を及ぼさない関西新国際空港が必要であるが、この建設にあたっては、大阪国際空港の撤去を基本として検討し、計画を策定する必要がある。新空港が建設されるまでの間においては、現空港周辺地域の住民の被害を軽減することこそ最大緊急の課題である。これがためには、まず、航空機公害の発生源対策を進めるべきであるが、それとともに、住民の現に受けている被害を軽減するため空港周辺地域の生活環境を改善し、周辺住民の福祉の向上をはかる強力な施策が必要である。このたび改正された「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（以下「航空機騒音障害防止法」という。）に基づく施策の実施にあたっては、航空機の音源対策とあわせ移転補償、住宅の防音工事等の抜本的対策の充実がはかられ航空機騒音に係る環境基準の可及的速やかな達成が望まれている。この計画は、このような要請に応えるため、空港周辺整備対策について、総合的に策定したものである。

(2) 計画の性格

航空機騒音障害防止法に基づき、空港周辺住民の意思が反映できるよう配慮するとともに、関係市と十分協議しながら運輸大臣からの機関委任事務として、土地利用を中心として、長期的かつ総合的視点からの空港周辺整備の基本的な計画を定めたものである。

2 計画の地域

航空機騒音障害防止法に基づく第1種区域および第1種区域から住居を移転する者の住居等に関連して行なう事業対象区域とする。

3 整備の基本構想

(1) 整備の基本的課題

この計画の基本的課題は、深刻化した航空機騒音問題に対処するため、国における発生源対策の促進と並行して、土地利用を中心とした空港周辺の整備、防災、再開発等の抜本的施策を講じ、もって航空機騒音による障害を軽減し、また新たに障害が発生することを防止し、あわせて周辺住民の生活環境の改善を図ることにある。

(2) 整備の基本的方向

(ア) 国および地方公共団体は、地域の実情に即した土地利用計画のもとに、空港周辺地域（第1種区域をいう。）の整備を促進する。

(イ) 航空機騒音による被害が著しく、住環境として適さない地域では、住民の希望に応じて、国が主体となり、移転補償の促進ならびに土地の取得を図る。

(ウ) 第1種区域内の移転補償の対象となった者に対しては、代替用地、施設を提供するよう努める。

(エ) 移転補償がなされた場合における跡地等については、騒音の障害の程度に応じ、緑地帯または航空機騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設に転換整備するよう努める。

4 整備の基本計画

(1) 第1種区域内の土地の取得

(ア) 第3種区域内の土地および第2種区域内の宅地については、住民の意思を尊重しながら、空港設置者たる国が取得に努める。

(イ) 上記以外の第1種区域内の土地については、5により計画実施主体とされた者が、住民の意思を尊重しながら取得に努める。

(ウ) これらの土地の取得については、関係地方公共団体と十分連絡調整を図るとともに、移転希望の高い地域、騒音の高い地域、新たに住宅地になるおそれのある地域等を勘案し、これらの地域から重点的に行う。

(2) 第1種区域から移転する者のための代替地の取得、造成および譲渡等

(ア) 第1種区域から住居を移転する者のために、5により計画実施主体とされた者が、住宅等の用に供する土地を、第1種区域以外の地域に計画的に造成配置し、希望する移転者に譲渡する。

(イ) 上記代替地の取得、造成にあたっては、事業計画、事業の実施等について地方公共団体と事前に十分協議し調整を図る。

(ウ) 第1種区域から移転する者のうち、借家人等の移転先を確保するため、代替住宅の建設を促進し、移転者の負担の軽減を図るものとする。

(3) 緑地帯等の整備

(ア) 第3種区域は、できる限り空港と市街地の緩衝地帯とするため、緑地帯等として整備するよう努める。

(イ) 第3種区域を除く第1種区域は、防災上の施設を含め、必要に応じて航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設を計画的に配置するよう努める。

(ウ) 上記(ア)、(イ)の事業化にあたっては、関係地方公共団体と緊密な連携のもとに、十分調整を図る。

(4) (3)により整備された土地の管理および処分

(ア) 緑地帯等の用に供される土地については、原則として5により計画実施主体とされた者が、委託を受け維持管理する。

(イ) (ア)以外の土地で航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供される土地については、地域環境に悪影響をおよぼさない施設を配するよう処分するものとする。

(5) 他の計画との適合

上記(1)～(4)までの計画の実施にあたっては、公害防止計画、都市計画その他の環境保全または地域の振興もしくは整備に関する国または地方公共団体の計画に適合したものでなければならない。

5 整備の実施主体

航空機騒音障害防止法に基づく空港周辺整備機構の設立を図り、同機構が自らまたは周辺整備空港の設置者もしくは地方公共団体の委託により4に掲げる整備を実施するものとする。